

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄放棄請求権（4条1項）国内措置

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43684">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43684</a>

防衛施設庁調査③

施設費・調査費の処理に關する。 ~~事務~~ 南支那・地籍調査54年度・採り取り 設置法3条の問題

11月2日  
防衛施設庁 50

調査費 - 凡般処理方針を以て之を中要。

了解事項

~~調査費~~

ccg/

沖縄におけるいりゆり請求権の調査状況について

~~調査費~~ 450万円

沖縄におけるいりゆり請求権については 当方において昭和48年度から実態調査を実施しており昭和48年度においては陳情等による

調査費 450万円

より当時判明して居るもの事案調査を実施するとともに請求権の事例調査として代表的な事例(逸業損失・入会損失

基地接収に伴う損失等)について全般的な内容の調査を実施した。

(A)

昭和49年度においては沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会から提出された一次分の要請(請求件数

調査費 900万円

(B)

48,681件 請求額約645億円)及び沖縄県道連から提出して居る要請(43事案 請求額約495億円)について概略

の調査を実施するに必要と認められた。協議会は(四)は4条2項関係の調査に

の調査を実施するに必要と認められた。協議会は(四)は4条2項関係の調査に

50年度 概算要求に調査費 3100万円

昭和48年度に実施した事例調査の内容は下記のとおりである。

49年度の調査を継続進行

入会慣行阻害調査

国頭村 安田部落 ) 地籍調査準備  
" 安波部落

Camp Hansen 七回集

調査内容

新着の入会慣行をその手本として  
終止して居る事例も有り。地元  
の調査

入会慣行の実態およびその推移

米軍による入会地の接収および開放の推移

入会部落、戸数、入会地の範囲、面積、採取産物および用途、採取期間、採取用具、および搬出方法、等

漁業の操業制限による損失調査

本部、伊江、名護、石川、与那城、勝運、読谷、北谷、与那原、波嘉殿、座間味、渡名喜、美里

奥志川、小椋、玉城三郎、仲里、国頭、今帰仁、思納、全武、南京、佐敷、知念、港川、糸満

→ 復帰後 Land Claims Commission

八重山、那覇沿岸、<sup>125号線</sup>那覇地区、平良、伊良部、池間、宇地泊の33組合等請求主体、+10、

調査内容

操業の制限水域の位置および範囲制限の内容(11月1日復帰前の状況に於て)

漁業権の内容等免許の条件 漁獲量

漁業経営規模の調査、操業状況の調査

基地接収に伴う損失調査

離作 読谷村字楚巴 トリイ通信施設建設に伴う被害

残土地 <sup>道路敷地</sup>中城村和字慶字志真原 13号線建設に伴う被害

水利 <sup>土地収用</sup>東村字慶佐次 慶佐次通信所建設に伴う被害

基地周辺被害に伴う損失調査

近傍財産 中城村和字慶字志真原 13号線建設に伴う被害

漁業 全武村徳苗川河口一帯 キヤンフオハンセニの汚水流出に伴う被害

農業 全武村 中畑原地区 キヤンフオハンセニの流出水による作物冠水

" " 全武福花梁地区 キヤンフオハンセニの流出水による窒素過多

" 伊江島 射火暴撃の心ばりな実施に伴う農研阻害

起動年当一車への均償

現在判明している請求権事案の内容を概略分類、整理形に表のとおりである。

### 請求権事案一覧表

沖 縄 道 協 定 救 済 請 求 権 等 補 償 推 進 協 会	1 次	復元補償	布令60号の補償を以て、戦争行為による被害
		境界設定補償	復帰日に戻還した形状変更された土地の境界設定に必要な経費の補償
		管理費補償	返還後原状回復又は境界確定まで土地が利用出来ずによる損失補償
		残土補償	同一所有者に属する一団地の一部が接収された土地の利用価値が低下したため生じた損失
		農自作補償	米軍の土地接収に起因し従前の農地が相当接収されたため農業経営が不能又は制限されたもの
		水利補償	米軍の土地接収に伴いその土地にあり水利の利用が禁止又は制限されたことによる損失
		入会補償	従来入会権行使のあった林野が接収された水利の利用が禁止又は制限されたことによる損失
土地賃借料補償	布令60号・20号の補償を以て 特に昭20.8.16~昭21.12.31.日付沖縄全島に在り借料未支付 増徴可成と云ふ。		
県 道 連	2 次	近傍財産補償	米軍の土地接収又は米軍施設からの流水被害等やその隣接地の利用を阻害する施設構築による経費
		地上物件補償	請求日前の米軍の土地接収に起因する地上物件（立木、立木竹、工作物等）の補償
		漁業補償	下記以外の漁業補償
		<p>復帰前米側却下事案</p> <p>4条2項却下事案</p>	
		米軍土地損害賠償請求審査委員会に請求中の事案	
		55 漁業補償	
		復帰前許願 ----- 17組合	
		復帰後請求 ----- 26組合	

請求权事案の所管別分類表

建 3%  
施 25%  
農 5%  
南 67%

CGG

事 案	現在の所管	請求件数:占以割合	備 考
土地補償	建設省	60% 1342	国道 58号, 329号 331号
	沖縄県	20 448	県道 24号 8号 10号
	防衛施設庁	20 448	施設区域
居住補償	防衛施設庁	70 10612	施設区域
	地主(開発庁)	30 4549	復旧前返還
水利補償	防衛施設庁	20 413	施設区域
	沖縄県	80 1654	沖縄県企業局(旧琉球水道公社)
入会補償	防衛施設庁	100 901	対象地塊は施設区域
復元補償			
管理費補償	地主(開発庁)	100 28314	復旧前返還 現在開発庁で地籍確定作業中
境界設定補償			
工地使用料補償			
		合計 48681	

*[Handwritten scribbles]*

*[Handwritten signature]*

沖縄におけるいわゆる放棄請求権の状況一覽表

項目	損害発生の時期		復帰前補償		復帰後請求額		備考
	講和前	講和後	根拠	金額	根拠	金額	
土地の形質変更	1950.7.1以前損害 1961.6.30以前解放		布令60号	ドル 2,109,665.00 (759,479,400円)	*3	<del>123,655,298</del> 10,038,870,201	1945.8.15以前損害, 1972.5.14以前解放のものを含む
	1950.7.1以前損害 1961.7.1以後解放			未補償			協定4条3項で処理
		1950.7.1以後損害 1972.5.14以前解放	布令20号	ドル 69,191,821.11 (24,909,091円) (46,10,1理位)			協定4条2項で処理
境界設定補償	○		*1	未補償	*4	320,047,251	*1 布令60号に該当するものとして請求 *2 布令20号で請求するものとして請求
管理費補償	○		*1	未補償	*4	2,805,760,396	*3 布令60号と布令20号とを以て請求 本号では原状回復補償として復元 補償と共に境界設定費, 管理費補 償を掛けている。
入会補償	○		*1	未補償	*4	181,237,507	
			*2	未補償	*4		
土地賃借料補償	1945.8.16~ 1946.12.31まで		布令60号 以外とされる	未補償	4条1項?	3,133,684,480	* 布令60号, 布令20号として請求しな ったものとして類似のものとして請求
	1947.1.1~ 1950.6.30まで		布令60号		*3	<del>請求予定</del>	
		1950.7.1~ 1972.5.14	布令20号	補償済	*3		
近隣騒音補償	○		布令60号 (不法行為と17)	ドル 55,233.00	*3	第2次分として 請求予定	*5 "適法行為による損失は米施政権下で は意思義務とされた場合本号で支拂 をされているものとの均等行使がある。
			外見音法?	一部不法行為と17 一部適法行為は未補償	*5		

土地賃借料  
請求

防衛施設庁 4条4項?

	損害発生の時期		復帰前の補償		復帰後の請求額		備考
	講和前	講和後	根拠	金額	根拠	金額	
地上物件補償	○		布令60号	補償済*6	*3	和次分と請求院	*6 立毛、果樹、立竹、薪炭材、建物破壊 井、墓、溜池、石垣、貯水タンク 建物移転の補償合計2,560,107ドル
		○	布令20号	一部補償	4条2項		
通 損 補 償	残地補償	○	布令60号	11,800 <sup>ドル</sup> <sub>35</sub>	*3	} 円 1223,655,298	没地については、復元補償に入ると考 えるが、那覇軍港分については交換公文 で処理
	離作補償	○	*2	未補償	*4		
	水利補償	○	*1	未補償	*3	} 円 46,366,489,822	
			*2	未補償	*4		
漁業補償	○		布令60号	50,341 <sup>ドル</sup> <sub>73</sub>	*3	円 438,707,378	
		○	*2	未補償	*4		
		○	布令60号	541,729 <sup>ドル</sup>	4条2項	円 49,447,682,020	
		○		23,471 <sup>ドル</sup>	1条*5		
復帰前米租去下案						和次分として	
復帰後係2項去下案						請求予定	

根拠法令に関する疑問 3. 和次分と請求院をどう扱うか。

- 1. 布令60号、布令20号もとの取り扱い。(※3の項目)
- 2. 理論的には、布令60号、布令20号で請求すべきであるが、實際上請求しなかったもの取り扱い。(※4の項目)
- 3. 1945.8.14以前の損害に対するもの取り扱い。(復元補償の備考参照)
- 4. 米施政権下では受忍義務として考えられるが、本土では支拂われているもの取り扱い。(※5の項目)
- 5. 去下案の取り扱い。



いわゆる請求権問題の整理

48.2.17

施設企画課 066 /

分類	事項	根拠法令等	帰属関係	処理機関	摘要
1 第3条2項により国が放棄した請求権	軍用地の原状回復(講和前講和後) (那覇軍港以外の海没地を含む)	契約	復帰後提供	施設庁	
2 第4条第1項により国が放棄した請求権	軍用地の原状回復(講和前講和後) (那覇軍港以外の海没地を含む)		他機関引継	他機関	
	土地裁判所に訴願(上訴を含む)棄却された借料増額請求	布令20号	復帰前返還 復帰後提供 他機関引継	不明 (施設庁) (他機関)	見舞金で処理済
	土地裁判所に訴願(上訴を含む)棄却された漁業補償請求	布令19号	復帰前返還 復帰後提供	不明 (施設庁)	調査費
	講和前の米軍による要員の不法行為による人身損害賠償の補償減税	布令60号		施設庁	立法措置済
	講和前の米軍による要員の不法行為による物的損害賠償の補償減税	布令60号		(施設庁)	調査費
	その他				

分類	事項	根拠法令等	帰属関係	処理機関	摘要
3 第4条第2項により米国政府 が処理するもの (5項参照)	軍用地の原状回復(講和後)	布令 20号	復帰前返還		
	その他の布令20号による土地の 補償(講和後)	布令 20号	復帰前返還 復帰後提供 他機関引継		
	土地裁判所に訴願(上訴を含む) 中の借料増額請求	布令 20号	復帰前返還 復帰後提供 他機関引継		
	土地裁判所に訴願(上訴を含む) 中の漁業補償請求	布令 19号	復帰前返還 復帰後提供		
	講和後の米軍又はその要員の不法 行為による人的物的損害賠償 請求(いわゆる基地公害の一部 を含む)	外国人賠償法			

分類	事項	根拠法令等	帰属関係	処理機関	摘要
4 第4条第3項その他(交換公文等)により米国政府が処理するもの (5項参照)	軍用地の原状回復(講和前)		復帰前返還		
	那覇軍港の海没地補償	交換公文	——		処理済み
5 上記3又は4による処理に不満で国内的処理又は補完を要求される(予想)もの	軍用地の原状回復(講和前)		復帰前返還	不明	
	” (講和後)	布令20号	”	不明	
	その他の布令20号による土地の補償(講和後)	布令20号	復帰前返還	不明	復帰後提供(施設庁) 調査費 他機関引継(他機関)
	土地裁判所に訴願(上訴を含む)中の借料増額請求	布令20号	復帰前返還	不明	復帰後提供(施設庁) 購金で処理済 他機関引継(他機関)
土地裁判所に訴願(上訴を含む)中の漁業補償請求	布令19号	復帰前返還	不明	復帰後提供(施設庁) 調査費	

分類	事項	根拠法令等	帰属関係	処理機関	摘要
	講和後の不法行為による人的物的損害賠償請求(いわゆる基地公害の一部を含む)	外国人賠償法	——	(施設庁)	調査費
(第4条第3項後段による制約に不満なもの(この項は米軍の処理完了後は2.に分類されるものである。))	返還土地の管理費補償		復帰前返還	不明	
	返還土地の境界設定費補償		復帰前返還	不明	

分類	事項	根拠法令等	帰属関係	処理機関	摘要
6 現地法令に明確な規定がなく4条の適用が明らかなもの。又は現地法令の不備等により救済の対象とならなかったもの (請求権の有無につき検討を要する—現地法令に基づく請求権がある場合は7項に分類されることとなる。)	入会補償		復帰後提供	(施設庁)	調査費
	通損補償(残存財産、隣接財産、離作補償、水利権補償等)		復帰前返還 復帰後提供 他機関引継	不明 (施設庁) (他機関)	調査費
	基地公害補償(適法行為によるもの)		復帰前返還 復帰後提供 他機関引継	不明 (施設庁) (他機関)	調査費
	軍用地返還に伴う公共施設の原状回復		復帰前返還	不明	
	原潜入港によるコバルト汚染による漁業損失			不明	

分類	事項	根拠法令等	帰属関係	処理機関	摘要
7 請求権の行使が遅滞したため救済が困難となったもの	土地裁判所に訴願しなかった漁業補償請求	布令19号	復帰前返還 復帰後提供	不明 (施設庁)	
	軍用地の原状回復(講和前)の補償洩れ	布令60号	復帰前返還	不明	
8 米国に直接的原因がなく国内的処理で足りるもの	道路潰れ地補償		復帰前返還	他機関	
	軍用地内の所有権の明確化及び所有権喪失者の救済		復帰後提供	他機関	
	旧軍接收地の所有権回復		復帰前返還 復帰後提供 他機関引継	他機関 " "	

旧西原飛行場復元補償請求について

問 旧西原飛行場の復元補償請求は、高等弁務官布令オ60号及び沖繩返還協定オ4条オ2項に基づき米国防府が処理すべきものではないか。

答 本件は次の理由により返還協定オ4条2項による「特に認められる日本国民の請求権」とは解せられない。

理由(1) 米施政権下における沖繩の法制度は、米本国法、布令布告、琉球立法という順序で効力が優先することとなり、講和前補償の問題にかつても布令オ60号に米本国法が優先する。

(2) 本件に関する米本国法「1945年8月15日より1952年4月28日に至る期間における米軍軍隊及びその要員の作為又は不作為により生じた人身の死傷及び傷害並びに私有財産の使用及び

損害に対して琉球列島のあつ特定の住民に支払ふべき権限を付与する合同決議(公法89-296)」は、「米国防高等弁務官が正当な請求者と認めたる者に対し、同高等弁務官が決定した額

の恩恵的支払ふべきこと、かつ陸軍長官又はその指定する者は、国防長官の定める規則により、陸軍省の行政事務の一つとして、この金額を請求者又はその法的相続人に支払ふこと。」及び「この合同

決議と施行するため、総額2,200万ドルと越えない額の資金と割当の権限を授与し、同資金はその割当発効の日から24年効力を持続するものとする。同期間満了の日までに、負担行為未済の

資金はすべて米国の国庫に還付される」ことが規定されている。

(3) 従つて、本件西原飛行場に係る補償請求のうち未処理となつたものは、いかなる理由によつても高等弁

務官が承認と与えなかったものであり、また同決議による支払期間(2年間)と経過した後は同決議による救済手段はないものとする。

(4) また同決議の提案書においてもこの立法の趣旨は、高等弁務官が承認した2,200万ドルの支出の承認を議会に対して求めたものであることが明らかであり、この段階から本件請求が含まれていなかったと解すべきである。高等弁務官布令第60号の文言の如何にかかわらず、本件は当初から同布令の対象から除外されていたと考えられる。

(5) 本件及び布令第60号の請求もれ等の処理陳情に対し、琉球民政府は、同布令は一回限りの恩恵的措置であり、同布令による追加処理はあり得ない旨主張していた。



旧西原飛行場復元補償請求について

問 旧西原飛行場の復元補償請求は、高等弁務官布令オ60号及び沖繩返還協定オ4条オ2項に基づき、米政府が処理すべきものではないか。

答 本件は次の理由により返還協定オ4条2項による「特に認められる日本国民の請求権」とは解せられない。

理由(1) 米施政権下における沖繩の法制度は、米本国法、布令布告、琉球立法という順序で効力が優先することとなり、講和前補償の問題についても布令オ60号に米本国法が優先する。

(2) 本件に関する米本国法「1945年8月15日より1952年4月28日に至る期間における米軍隊及びその要員の作為又は不作為により生じた人身の死傷及び傷害並びに私有財産の使用及び

損害に対して琉球列島のあつ特定の住民に支払ふべき権限を付与する合同決議(公法89-296)」は、「米軍は高等弁務官が正当な請求者と認めたる者に対し、同高等弁務官の決定に即

ちの恩恵的支払ふべきこと、かつ陸軍長官又はその指定する者は、国防長官の定める規則により、陸軍省の行政事務の一つとして、この金額を請求者又はその法的相続人に支払ふこと。」及び「この合同

決議と施行するため、総額2,200万ドルと越えない額の資金と割当権限を授与し、同資金はその割当発効の日から24年間効力を持続するものとする。同期間満了の日までに、負担行為未済の

資金はすべて米国の国庫に還付される」ことが規定されている。

(3) 従って、本件西原飛行場に係る補償請求のうち未処理となつたものは、いかなる理由によつても高等弁

務官が承認と与えなかったものであり、また同決議による支払期間(2年間)と経過した後は同決議による救済手段はないものと考えらる。

(4) また同決議の提案書によってもこの立法の趣旨は、高等弁務官が承認した2,200万ドルの支出の承認を議会に対して求めたものであることが明らかであり、この段階から本件請求が含まれていなかったと解すべきである。高等弁務官命令第60号の文言の如何にかかわらず、本件は当初から同命令の対象から除外されていたと考えられる。

(5) 本件及び命令第60号の請求もれ等の処理陳情に対し、琉球民政府は、同命令は一回限りの恩恵的措置であり、同命令による追加処理はあり得ない旨主張していた。

放棄請求権等補償請求総括表（第二次分）

請求項目	件数	補償請求額(円)
1 残地補償	107	143,048,661
2 離作補償	1,986	11,258,641,327
3 水利補償	90	18,165,500
4 土地復元補償	2,280	2,845,805,811
5 管理費補償	179	186,128,417
6 境界設定費補償	1,871	54,043,740
7 土地使用料補償	18,946	7,576,910,592
8 近傍財産補償	662	233,699,485
9 地上物件補償	4,164	7,539,664,196
10 漁業補償	5,005	14,679,118,677
11 復帰前の米軍賠償委員会による却下等事案補償	167	955,655,331
12 米国土壌損害賠償請求審査委員会による却下等事案補償	236	1,822,062,356
13 その他	2	4,133,140,880
合計	73,180	51,446,084,973

12 米国土壌損害賠償請求審査委員会等による却下事案等補償

組合別	漁業補償	
	組合員数	請求金額(円)
栗国村(新城実外50)	51	639,650,000
羽地漁協	135	366,072,500
浦添市(大城幸信外49)	50	816,339,856
計	236	1,822,062,356

13 その他

請求者		請求金額(円)
住所	氏名	
平良市字池間233	仲間貞夫	637,774,000
東京都世田谷区大原1~37~1	石田豊太郎	3,495,366,880
計	2件	4,133,140,880